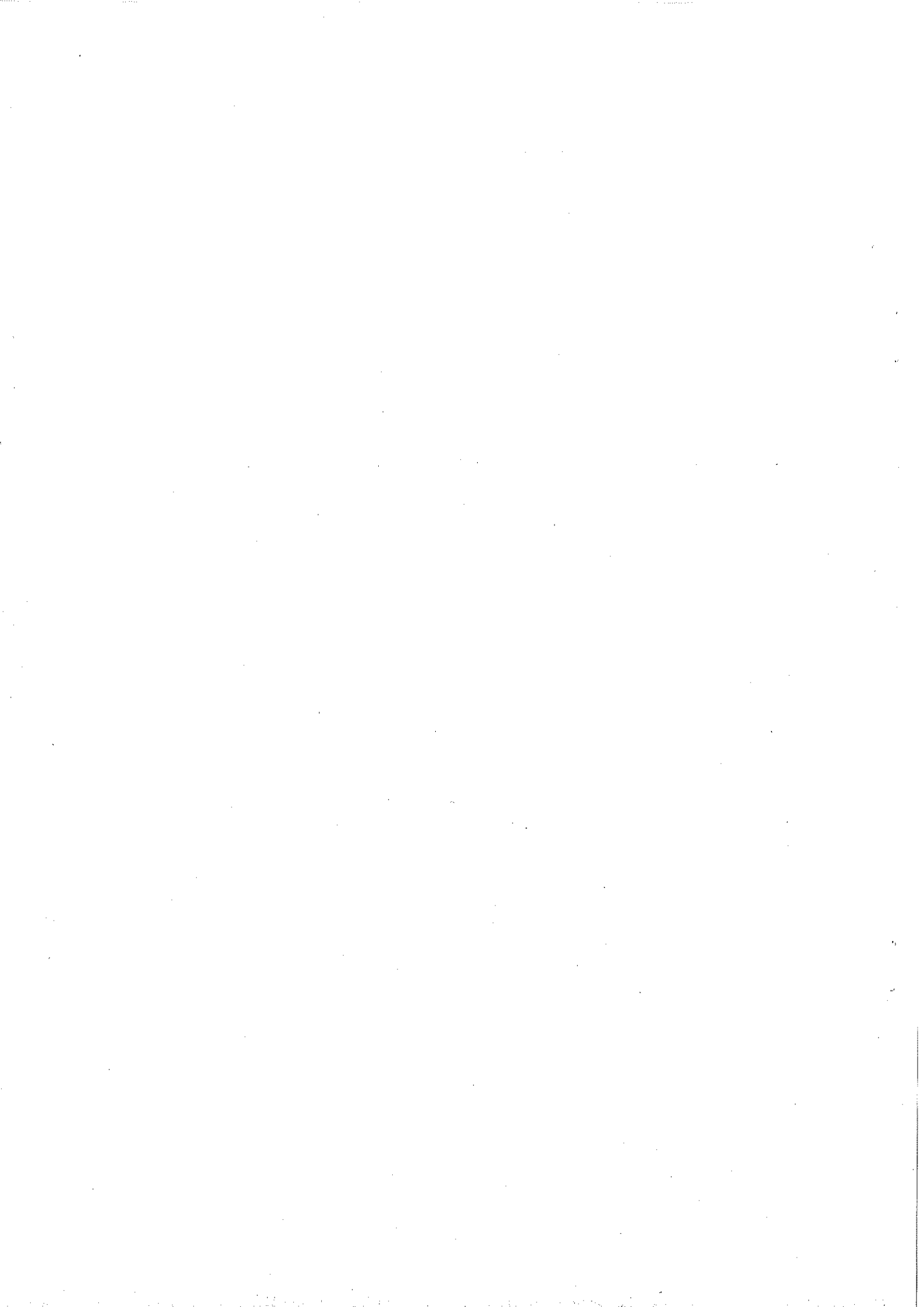


平成24年度

南房総市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)



議案第31号

平成24年度南房総市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）

平成24年度南房総市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,979千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,864千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月25日提出

南房総市長 石井 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		373,467	△23,995	349,472
	1 後期高齢者医療保険料	373,467	△23,995	349,472
4 繰入金		140,947	△2,628	138,319
	1 一般会計繰入金	140,947	△2,628	138,319
5 繰越金		2,000	103	2,103
	1 繰越金	2,000	103	2,103
6 諸収入		15,427	△7,459	7,968
	2 償還金及び還付加算金	2,020	△1,000	1,020
	4 受託事業収入	13,402	△6,459	6,943
歳 入 合 計		531,843	△33,979	497,864

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		22,815	△6,579	16,236
	1 総務管理費	19,952	△6,047	13,905
	2 徴収費	2,863	△532	2,331
2 後期高齢者医療広域連合納付金		505,007	△26,400	478,607
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	505,007	△26,400	478,607

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		2,021	△1,000	1,021
	1 償還金及び還付加算金	2,020	△1,000	1,020
歳 出 合 計		531,843	△33,979	497,864

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	373,467	△23,995	349,472
4 繰入金	140,947	△2,628	138,319
5 繰越金	2,000	103	2,103
6 諸収入	15,427	△7,459	7,968
歳入合計	531,843	△33,979	497,864

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	22,815	△6,579	16,236
2 後期高齢者医療広域連合納付金	505,007	△26,400	478,607
3 諸支出金	2,021	△1,000	1,021
歳出合計	531,843	△33,979	497,864

(単位：千円)

補正の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		△6,585	6
		△2,502	△23,898
		△1,000	
		△10,087	△23,892

2. 歳 入

第 1 款 後期高齢者医療保険料 (補正額 △23,995 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	後期高齢者医療保険料	373,467	△23,995	349,472		
	1 特別徴収保険料	298,172	△52,193	245,979		
					1 現年度分特別徴収保険料	△52,193
	2 普通徴収保険料	75,295	28,198	103,493		
					1 現年度分普通徴収保険料	28,006
					2 滞納繰越分普通徴収保険料	192
	計	373,467	△23,995			

第 4 款 繰入金 (補正額 △2,628 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	一般会計繰入金	140,947	△2,628	138,319		
	1 事務費繰入金	9,407	△126	9,281		
					1 事務費繰入金	△126
	2 保険基盤安定繰入金	131,540	△2,502	129,038		
					1 保険基盤安定繰入金	△2,502
	計	140,947	△2,628			

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 現年度分特別徴収保険料	△52,193 △52,193
(保険年金課) 現年度分普通徴収保険料	28,006 28,006
(保険年金課) 滞納繰越分普通徴収保険料	192 192

第1款 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 事務費繰入金	△126 △126
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金	△2,502 △2,502

第4款 繰入金

第 5 款 繰越金 (補正額 103 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	2,000	103	2,103		
	1 繰越金	2,000	103	2,103		
					1 繰越金	103
	計	2,000	103			

第 6 款 諸収入 (補正額 △7,459 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	償還金及び還付加算金	2,020	△1,000	1,020		
	1 保険料還付金	2,000	△1,000	1,000		
					1 保険料還付金	△1,000
4	受託事業収入	13,402	△6,459	6,943		
	1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	13,402	△6,459	6,943		
					1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	△6,459
	計	15,427	△7,459			

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 繰越金	103 103

第5款 繰越金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 保険料還付金	$\Delta 1,000$ $\Delta 1,000$
(保険年金課) 健康診査等受託収入	$\Delta 6,459$ $\Delta 6,459$

第6款 諸収入

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11	需用費	一般管理費（保険年金課）
		△6,047
12	役務費	11需用費
		△194
13	委託料	消耗品費
		△41
		消耗品費
		△41
		印刷製本費
		△153
		印刷製本費
		△153
		12役務費
		△448
		通信運搬費
		△238
		郵便料
		△238
		手数料
		△210
		国保連合会等事務手数料
		△210
		13委託料
		△5,405
		委託料
		△5,405
		後期高齢者医療広域連合健康診査委託事業費
		△5,405
12	役務費	徴収費（保険年金課）（保険年金課）
		△532
		12役務費
		△532
		通信運搬費
		△532
		郵便料
		△532

第1款 総務費

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 (補正額 △26,400 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
項	目				特 定 財 源			
					国県支出金	地方債	その他	
1	後期高齢者医療広域連合納付金	505,007	△26,400	478,607	0	0	△2,502	△23,898
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	505,007	△26,400	478,607	0	0	△2,502	△23,898
					0	0	△2,502	△23,898
計		505,007	△26,400	478,607	0	0	△2,502	△23,898

第3款 諸支出金 (補正額 △1,000 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
項	目				特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	償還金及び還付加算金	2,020	△1,000	1,020	0	0	△1,000	0
	1 保険料還付金	2,000	△1,000	1,000	0	0	△1,000	0
					0	0	△1,000	0
計		2,021	△1,000	1,021	0	0	△1,000	0

